

2025年度「名古屋市立小学校新たな運動・文化活動総合補償制度」のご案内
(千種、東、北、西、中、昭和、瑞穂、中川、港、南、守山、緑、名東、天白区内が対象です)

新たな運動・文化活動の参加中における様々なリスクに備える総合補償制度で、見舞金補償制度(おけが等の補償)と賠償金補償制度の2つで構成されています。見舞金補償制度は、参加児童のケガと特定疾病を補償します。賠償金補償制度は、活動に起因して参加児童等が負傷、もしくは万が一、第三者の身体・生命を害したり、財物を損壊したことにより運営事業者が法律上の賠償責任を負担する場合や参加児童が往復途上中に第三者の身体・生命を害したり財物を損壊したことにより参加児童本人や参加児童の親権者が法律上の賠償責任を被る場合に補償する制度です。

補償内容

補償対象範囲			補償金額	
(1) 見舞金補償制度	災害死亡補償金	傷害事故	3,000万円	
		特定疾病	3,000万円	
	後遺障害補償金	傷害事故	160万円～4,000万円	
		特定疾病	120万円～3,000万円	
	入院日額 (1日あたり)	傷害事故	4,000円 (180日以内)	* 1日目から補償金支払いの対象となります。
		特定疾病	4,000円 (180日以内)	
(2) 賠償金補償制度	手術	入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた金額		
	通院日額 (1日あたり)	傷害事故	1,500円 (90日以内)	* 1日目から補償金支払いの対象となります。
		特定疾病	1,500円 (90日以内)	
	I. 新たな運動・文化活動にかかる賠償責任保険 (賠償責任保険施設所有管理者特約)	身体に対する補償 (支払限度額)	1名につき 1億円 1事故につき 5億円 自己負担金額 なし	
		財物に対する補償 (支払限度額)	1事故につき 5億円 自己負担金額 なし	
	II. 団体活動に伴う往復途中に発生した賠償責任保険 (賠償責任保険包括)	1. 被害者治療費用補償 2. 被害者見舞費用	1. 【対人】被害者1名につき50万円 2. 【身体】被害者1名につき10万円 【対物】財物1回の事故に対し10万円 自己負担金額 なし	
	III. 法律上の賠償責任が発生しない損害 個人行為リスク	生徒・指導者・教師が対象	1事故につき 2億円 自己負担金額 なし	

対象期間

2025年4月1日～2026年3月31日

対象となる事故の範囲

新たな運動・文化活動の参加中に限定されます。

※見舞金補償制度については通常経路の往復中も対象になります。

※賠償金制度については、運営事業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償し、

個人賠償責任保険包括については、生徒が活動の為の往復途中に発生した賠償責任事故に限定されます。

補償の対象となる特定疾病（見舞金補償制度）

① 急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患

② くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患

③ 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患

④ 細菌性食中毒

⑤ 日射病および熱射病等の熱中症

⑥ 低体温症

⑦ 脱水症

事故が発生した場合は以下の項目について運営事業者（裏面お問い合わせ先）にご連絡下さい

●事故発生の日時、場所、原因、状況

賠償事故が発生した場合には、以下についてもご確認ください。

●被害者の住所、氏名、年令、性別、治療状況、入・通院先 また対物事故(物損)の場合は、被害物件、損害の程度、事故発生の日時、場所、原因、状況

(1) 見舞金補償制度

補償金をお支払いする場合		補償金をお支払いできない主な場合
災害死亡 補償金	ケガや特定疾病を被った日からその日を含めて180日以内に補償対象になる方が死亡した場合に、災害死亡補償金の全額をお支払いします。ただし、すでに支払った後遺障害補償金がある場合は、災害死亡補償金からその金額を控除した残額をお支払いします。	
後遺障害 補償金	ケガをした日からその日を含めて180日以内に補償対象になる方に後遺障害が生じた場合、または特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合に、後遺障害補償金をお支払いします。支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。	
入院補償金 (日額)	補償対象になる方がケガや特定疾病的治療を直接の目的として入院した場合に、入院1日につき入院補償金をお支払いします。ケガや特定疾病が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。	
手術補償金	入院補償金が支払われる場合で、補償対象になる方がケガや特定疾病が生じた日からその日を含めて180日以内にケガや特定疾病的治療のために所定の手術を受けた場合に、入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限ります。	次のいずれかによって発生したケガや特定疾病に対しては補償金をお支払いしません。 ①補償対象になる方の故意・重過失 ②補償対象になる方の自殺行為・闘争行為・犯罪行為 ③補償対象になる方の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用 ④補償対象になる方の無資格運転中・酒酔い運転中の事故 ⑤戦争・暴動など 等
通院補償金 (日額)	補償対象になる方がケガや特定疾病的治療を直接の目的として通院した場合に、通院1日につき通院補償金をお支払いします。ケガや特定疾病が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日分を限度とします。	

(2) 賠償金補償制度

補償金をお支払いする場合		補償金をお支払いできない主な場合
I. 賠償責任保険(賠償責任保険施設所有管理者特約) 指導管理下活動中に参加児童等が負傷、もしくは第三者の財物を破損したことにより、運営事業者が法律上の損害賠償責任を負担しなければならない場合に補償されます。 「主な事故例」 ○活動中、管理者が目を離した隙に生徒がふざけて蹴ったボールが第三者に当たり負傷させる。 ○活動中、ボールがフェンスを超えて、第三者の車のフロントガラスを破損させる。 ○ボールが、体育館の窓ガラスにぶつかり、破損させる。 ○新たな運動・文化活動運営のミスにより参加児童が多数倒れて入院した。		次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。 ①運営事業者に法律上の賠償責任がない事故 ②故意による事故 ③戦争、変乱、暴動、騒じよう、労働争議に起因する事故 ④地震、噴火、津波等の天災に起因する事故 ⑤航空機、昇降機、自動車の所有、使用または管理に起因する事故 等
II. 賠償責任保険(賠償責任包括) 活動参加にともなう往復途中に、参加児童が第三者を死傷させたり、もしくは財物を破損したことにより、児童本人や児童の親権者が法律上の賠償責任を被る場合に補償されます。 「主な事故例」 ○活動が終了し帰宅途中によそ見をしていて、通行人と接触し、けがを負わせてしまった。		次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。 ⑥児童本人や同居の親族の財物や身体に関する損害 この他上記②～⑤と同じ 等
III. 法律上の賠償責任が発生しない損害 個人行為リスク 【法律上の賠償責任が発生しないリスク】 基本特約にて補償の対象となる可能性のある他人の身体の障害が発生した場合において、法律上の損害賠償責任の有無にかかわらず、弊社の同意を得て被保険者が負担した次のいずれかに該当する費用に対して保険金をお支払いします。これらの費用をお支払した後、法律上の損害賠償責任が認められた場合は、損害賠償責任に対する保険金に充当します。①被保険者による施設の所有、使用または管理②被保険者による業務の遂行(支払限度額)被害者1名につき50万円1回の事故および保険期間中の合計額につき、次のいずれか低い額(1)適用される基本特約の身体の障害の支払限度額(2)1,000万円(自己負担額)各基本特約の身体の障害の自己負担額 「主な事故例」 ○(例)サッカー中相手の顔面に蹴ったボールが当たりメガネを破損させた。 (例)テニスの活動中ダブルスの相手とラケット同士がぶつかり破損させた。 【個人行為リスク】 次の行為で、業務と直接関係ないものをいいます。①業務中(休憩時間を含みます。)に次の場所またはこれらの相互間の移動中に行った行為 ア. 記名被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産 ②住居と①ア. またはイ. との間を合理的な経路および方法により往復する間に行った行為 「主な事故例」 ○(例)生徒が休み時間にキャッチボールをしていたところボールが指導員の車にあたり損害を与えた。 (例)指導員が休憩時間に生徒と遊んでいて誤って怪我をさせた。 (例)合宿中土産物店の商品にカバンが当たり壊した。	次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。 上記②～⑥と同じ + 記名被保険者の所有、使用または管理する財物の損壊等 次の事由に起因する損害 ①被保険者または被害者の闘争行為または犯罪行為(過失犯を除きます。) ②治療費用を受け取るべき方(被害者を含みます。)の故意 ③被保険者または被保険者と同居する親族が被った身体の障害	

補償内容の詳細につきましては運営事業者までお問い合わせください。

リーフラス株式会社は本制度の運営にあたり下記の補償制度引受保険会社と保険契約を締結しています。

【補償制度引受保険会社】	(1) 見舞金補償制度…Chubb 損害保険株式会社	(2) 賠償金補償制度…日新火災海上保険株式会社 福岡サービス支店
	* 行事参加者補償制度費用保険特約付帯団体総合補償制度費用保険 〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号ガーデンシティ品川御殿山 TEL:03-6364-7000(代) www.chubb.com/jp	〒812-0025 福岡県福岡市博多区店屋町8-30 TEL:0120-25-7474 https://www.nisshinfire.co.jp/
お問い合わせ先	【取扱代理店】	
【運営事業者】	(見舞金補償制度)	
リーフラス株式会社 指導管理センター 〒456-0002 愛知県名古屋市熱田区金山町1-7-5電波学園金山第一ビル6階 TEL: 0120-962-227 FAX:052-679-5010	株式会社グッドサポート (賠償金補償制度)	TEL:092-263-6771 FAX:092-263-6772
	株式会社スキップス 福岡支店	TEL:092-939-7315 FAX:092-939-7316